

# 研究機関等活用支援

台東区の中小企業が

新製品・新サービス開発 や

取扱商品の性能サービス向上 のために

研究機関を活用する場合、経費の一部を支援します



フォローしてね



令和6年4月1日から申請受付開始

※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。

※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性がございます。

募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

## 対象者

台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業

※農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人（一般・公益）、NPO法人等は対象となりません。

## 事業概要



東京商工会議所の産学公連携相談窓口を利用し研究機関（大学等）と共同研究を行う場合

助成限度額	助成率	助成対象経費
10万円	助成対象経費の 1/2 以内	・ 共同研究費 ・ 研究委託費 ・ 性能評価・試験・測定・分析費 ・ 技術コンサルティング費 など

※研究着手金など、共同研究等の実施前に経費の支払いが行われている場合、当該支払いが申請前であっても対象になります。

※助成決定前に費用の支払・共同研究等実施をした場合は対象外です。

※消費税は対象外です。 ※リボ払いでのお支払いは対象外です。

### 【例】

- ・大学の情報学部と連携し、アドバイスやテストへの協力を得てIT技術を活用したサービス開発を展開する
- ・大学の理工学部と連携→データ解析等により業務改善・生産性向上につながる



都立産業技術研究センターの設備で自社製品の検査や研究を行う場合

助成限度額	助成率	助成対象経費
5万円	助成対象経費の 1/2 以内	・ 都立産業技術研究センター機器利用料金 ・ 依頼試験料金 など

※助成決定前に料金の支払、検査・依頼試験等実施をした場合は対象外です。

※消費税は対象外です。 ※リボ払いでのお支払いは対象外です。

### 【例】

靴の製造業者が製品の耐久性を確認するため、下記①②の試験を依頼

- ①強度試験（素材の強さ・伸び・弾力性を測定する）
- ②温湿度試験（どのくらいの温度でどのくらい劣化するか測定する）

助成決定後～3/14に研究／試験等の実施・支払い  
が完了し実績報告の提出ができる経費が対象



東京商工会議所の産学公連携相談窓口  
を利用し研究機関（大学等）と共同  
研究を行う場合

① 東商産学公  
連携相談窓口へ相談

① 共同研究  
委託先・内容決定

① 申請書類  
準備

① 助成金交付 申請  
本誌3ページの「申請書類（★1）」  
を郵送または持参にて提出

台 申請内容の審査  
約1～2週間

台 助成決定

① 2025年  
3/14 締切  
費用の支払  
共同研究等実施

① 2025年  
3/14 締切  
実績報告の提出  
「実績報告書類」  
を郵送または持参にて提出

台 実績報告の審査  
約1ヵ月

台 助成額確定・助成金交付



都立産業技術研究センターの設備で  
自社製品の検査や研究を行う場合

① 都立産業技術  
研究センターへ相談

① 使用機器  
依頼試験内容決定

① 申請書類  
準備

① 助成金交付 申請  
本誌3ページの「申請書類（★1）」  
を郵送または持参にて提出

台 申請内容の審査  
約1～2週間


台 助成決定

① 2025年  
3/14 締切  
料金の支払  
検査・依頼試験等実施

① 2025年  
3/14 締切  
実績報告の提出  
「実績報告書類」  
を郵送または持参にて提出

台 実績報告の審査  
約1ヵ月

台 助成額確定・助成金交付

	法人	個人事業主
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの
2	下記①または② ①直近の法人税の納税証明書（その1） *税務署で取得 ②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得	下記①または② ①直近の所得税の納税証明書（その1） *税務署で取得 ②直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得
3	【所定申請用紙】 ・ 申請書 ・ 事業計画書 ・ 申請前確認リスト ※ 事業団Webサイトよりダウンロードしてください	
4	見積書等資金計画の根拠となるもの （料金表、大学等研究機関への委託契約書、見積書の写し等）	
5	【  の場合のみ】 ※東京商工会議所の産学公連携相談窓口利用の場合 「東京商工会議所産学公連携窓口相談シート」の写し	

留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、1企業、年1回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。（事前に日程調整させていただきます。）

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当  
 〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内  
 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL：<https://taito-sangyo.jp/>

TEL：03-5829-4124

FAX：03-5829-4127

